

保険料をさらに軽減します

以下に該当する方は、
保険料がさらに軽減されます。

決定理由は
システムの都合上、「所得の変更に
より変更しました」と表示していますが、
今回の保険料額の変更は、**保険料額を
減額**したものです。

①「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方は、

所得割額が一律5割軽減されます。

	①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額
変更前	所得金額を表示		軽減前の所得割保険料
変更後	所得金額を表示		軽減後の所得割保険料

後期高齢者医療保険料額変更決定通知書

※平成20年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり変更しましたので通知します。
被保険者氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇 決定理由 所得の変更により変更しました
決定年月日 平成20年 7月25日 平成20年度分の後期高齢者医療保険料額 10,772円

例

保険料算定の基礎					
	①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④
変更前	81,198	8.80	7,145	48,440	55,585
変更後	81,198	8.80	3,572	48,440	52,012
⑥限度超過額					
	⑦軽減額 ①×⑧	⑧年保険料額 ⑤-⑦	月数	⑨月割減額 ⑧÷⑨	⑩保険料額 ⑤+⑨-⑦
変更前	0	33,908	12	0	21,677
変更後	0	41,240	12	0	10,772

被用者保険の被扶養者に係る軽減適用を認める期間の保険料算定の基礎（終了年度分）

	⑪均等割額	⑫軽減額 ⑪×⑬	月数	⑭月割減額 ⑫÷⑭
変更前	0	0	0	0
変更後	0	0	0	0

- * 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び沖縄県後期高齢者医療法に適合した後期高齢者医療条例の規定に基づき、平成20年 4月 1日現在の後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。
- * 保険料算出方法は以下のとおりです。

$$\text{均等割額} = \left\{ \frac{\text{所得割額} - \text{賦課のもととなる所得金額} \times (3\%) \times \text{所得割率} (8.80/100)}{\text{標準年保険料}} \right\} \times \text{標準年保険料}$$
 ただし、平成20年4月1日以前に納付義務及び徴収の発生、消滅があるときは月割りにて算定します。
 ※1 賦課のもととなる所得金額 = 平成19年中の所得 - 33万円
 低所得者に対する軽減
 次に該当する世帯の被保険者は、下記の保険料額が軽減されます。
 総所得金額等が33万円以下 均等割額・・・ 41,240円
 総所得金額等が33万円 + (24.5万円 × 被保険者数(世帯人数を除く))以下 均等割額・・・ 24,220円
 総所得金額等が33万円 + (35万円 × 被保険者数)以下 均等割額・・・ 9,688円
- * 被用者保険の被扶養者であったものに対する軽減
 被用者保険の被扶養者であった方は、所得割がゼロです。下記の保険料額が軽減されます。
 均等割額・・・ 45,018円

②平成20年度の均等割額が7割軽減されている方は、
軽減割合が一律8.5割となります。

変更前は、均等割額が7割軽減され、
33,908円安くなっています。
変更後は、均等割額が8.5割軽減され、
41,240円安くなっています。

※したがって、4～8月に年金から保険料をお支払いいただいた方は、10月以降の保険料をお支払いいただく必要はありません。また、納付書や口座振替等でお支払いいただいている方も、同等に軽減されます。

⑦軽減額

変更前の軽減額を表示

変更後の軽減額を表示

変更前と変更後の保険料総額はこちらに記載しています。